

令和8年度

# 交通災害共済

県内16市町(福井市除く)が行っています。



共済へ加入した方が、  
万一交通事故にあつた際に  
見舞金を支払う制度です。

ワンコインで身近な安心を

わずかな  
負担で

共済掛金

年額 **500円**

災害見舞金

2万円~**100万円**

身近な  
安心を

加入申込や見舞金請求手続きなどは お住まいの市役所・町役場の窓口へ

福井県市町総合事務組合

敦賀市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町・美浜町・高浜町・おおい町・若狭町

# 共済のあらまし

共済期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※中途加入の場合は、掛金納入の翌日から

共済掛金

1人年額  
500円

※加入は1人1口

請求期間

災害を受けた日から  
2年以内

## 加入資格

- 加入資格は、加入申込み時に住民登録がある人です。申込み終了後、共済期間が始まる前（3月31日まで）や共済期間（4月1日から3月31日まで）の途中で住所を移した場合（国外を除く）でも、加入者として取り扱います。

## 災害見舞金

| 1等級   | 死亡   | 100万円 |
|-------|--|-------|
| 2-1等級 | 自動車損害賠償保障法施行令別表第1に掲げる介護を要する後遺障害および別表第2の等級区分第1級の各号に掲げる後遺障害に該当するもの | 100万円 |
| 2-2等級 | 自動車損害賠償保障法施行令別表第2の等級区分第2級から第4級までの各号に掲げる後遺障害に該当するもの               | 80万円  |
| 3等級   | 1年以上の治療を要する傷害で、入院60日を含む実治療日数180日以上のもの                            | 30万円  |
| 4等級   | 6月以上の治療を要する傷害で、入院30日を含む実治療日数90日以上のもの                             | 15万円  |
| 5等級   | 3月以上の治療を要する傷害で、入院7日を含む実治療日数45日以上のもの                              | 8万円   |
| 6等級   | 2月以上の治療を要する傷害で、実治療日数30日以上のもの                                     | 7万円   |
| 7等級   | 1月以上の治療を要する傷害で、実治療日数7日以上のもの                                      | 5万円   |
| 8等級   | 1週間以上の治療を要する傷害   | 2万円   |

※医師の診断書に頸椎捻挫等と明記されているもの（通称むち打ち症）は、診断書の内容により5等級または4等級が限度となります。

※治療期間・日数および内容については、組合の定める基準となります。

## 交通遺児援助一時金

- 共済加入者である父または母が交通事故により死亡した場合、その者と生計を一にしていた義務教育終了前の子（遺児）に対し、一時金として**1人につき20万円**を支給します。

## 交通事故にあったら

- 自転車事故など軽微な被害であっても、事故が起きたときは、ただちに警察署または最寄りの交番など関係機関に連絡し、事故の確認をしてもらってください。

令和6年度 共済事業状況 ■加入者数……………108,097人  
■共済見舞金等支払額……29,940,000円(351件)



「氏名」欄にのみこのシールを貼ってください。

### 個人情報保護シール

必要な方はこのシールを  
「加入」欄の○が見えるように  
貼ってご提出ください

### 個人情報保護シール

必要な方はこのシールを  
「加入」欄の○が見えるように  
貼ってご提出ください